

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）」の解説

北陸電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）（平成24年7月1日実施）（以下「契約要綱」といいます。）を、平成24年7月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）の趣旨に則って取り扱うにあたり、下記内容について補足いたします。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、この要綱に定める電力受給および連系に関する事項は、変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）によります。

（解説）

当社がこの要綱を変更する場合とは、再エネ特措法その他関係法令に基づき変更が必要な場合、この要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは太陽光契約にかかる手続き、運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られます。

10 契約期間

契約期間は、次によります。

- （1） 契約期間は、太陽光契約が成立した日から、買取価格の適用開始の日以降の1年後の日までといたします。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、発電者または当社のいずれからでも何ら申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、以後これにならうものとします。

（解説）

契約期間は1年間とし、以後1年ごとに契約が継続されることとしておりますが、「太陽光発電からの電力買取価格表（以下「価格表」といいます。）2. 買取価格および買取価格適用期間（4）買取価格適用期間」において、買取価格適用期間は「受給開始日から発電設備の区分毎の買取期間を迎えた日の直後の検針日の前日まで」と定めていることから、再エネ特措法にもとづき経済産業大臣が定める「調達期間」内は、同法にもとづき経済産業大臣が定める「調達価格」を適用いたします。

なお、契約要綱で別途定める場合を除き、「調達期間」内において、当社からの意思表示により契約終了の申し出をすることはなく、再エネ特措法第3条第8項に基づく「調達価格」の改定がある場合、ならびに、消費税および地方消費税の税率が変更された場合を除き、「調達期間」内において、当社からの「申し出」により、買取価格を変更することはございません。

12 工事費負担金

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要になる場合は、当社は、工事費の全額を発電者から申し受けます。

当社は、原則として入金確認後に工事を実施します。

(解説)

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するために必要な工事（再エネ特措法施行規則第5条に定める電源線、変圧器等の電圧の調整装置、電力量計、発電設備を監視・保護・制御するために必要な設備および発電者が当社と通信するために必要な設備の設置又は変更等をいいます。）にかかる費用の全額を工事費負担金としてお支払いいただきます。また、その他の当社の電力系統の増強その他必要な工事にかかる費用については、発電者の同意を頂いた場合、その費用の全額を工事費負担金としてお支払いいただきますが、発電者に同意して頂けない場合、当社は再エネ特措法施行規則第6条第5号又は第6号に基づき発電者からの申込みをお断りする場合があります。

14 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、太陽光契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

(解説)

再エネ特措法第4条第1項に定める「正当な理由」がある場合、または同第5条第1項の各号に該当する場合を除き、当社は、発電者からの申込みをお断りすることはありません。

ただし、その他、天災事変や工事用地の取得状況等により、発電者の申込み内容の全部を承諾することが困難な場合がございます。この場合につきましては、工事設計内容の変更を含む善後策について、発電者と協議させていただきます。

15 適正契約の保持

当社は、発電者との太陽光契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

(解説)

太陽光契約が不相当と認められる場合とは、発電者の設備認定の内容、または発電設備や併設設備等が、太陽光契約に定めた内容に反する状態となっている場合をいいます。その場合には、法令上必要な国への設備変更手続きを行っていただき、当社との太陽光契約の内容を、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

19 連系および電力受給の中止

発電者は、次の場合には、すみやかに発電設備を解列し、電力受給を中止していただきます。

(2) 当該電気需給契約において供給の停止の措置がとられている場合

(解説)

当該電気需給契約において供給の停止の措置がとられている場合とは、その契約上の債務不履行に基づき電気の供給を停止する場合をいいます。

21 損害賠償の免責

当社は、この要綱または特定規模需要供給条件等の定めにもとづき連系および電力受給を中止した場合ならびに太陽光契約を解除する場合など、当社の責めとならない理由による事故および発電中止等が生じた場合、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(解説)

当社は、電力受給を中止させていただく必要がある場合において、再エネ特措法施行規則第6条第3号ロからハおよび同号ニかつこ書きに規定される、当社の責めとならない理由による電力受給の中止、ならびに、「19 連系および電力受給の中止(2) 当該電気需給契約において供給の停止の措置がとられている場合」に規定する場合に限り、発電者に補償や賠償を行いません。

23 料 金

料金は、27（計量および検針）により算出されたその1月の受給電力量に、当社が別に公表する「太陽光発電からの電力買取価格表」の買取価格を乗じて得た金額といたします。料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ただし、買取法等の改正等がある場合、その他特別の事情がある場合には、当社は、あらかじめ実施期日を定めて算定方法の変更を実施いたします。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の「太陽光発電からの電力買取価格表」によります。なお、当社は、必要に応じ、その変更の内容を発電者にお知らせいたします。

(解説)

料金を算定するにあたり、当社は、再エネ特措法にもとづき経済産業大臣が定めた発電設備の調達価格および調達期間（以下「調達価格等」といいます。）により価格表を定めます。

なお、再エネ特措法第3条第8項に基づき調達価格等が改定された場合その他「再

生可能エネルギーの固定価格買取制度」に関連する法令の変更に伴い調達価格等が変更された場合、ならびに、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更後の調達価格等にもとづきこの価格表を変更いたしますが、それ以外の場合は、価格表のうち買取価格および買取価格適用期間に関して変更することはありません。

31 名義変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで太陽光契約を締結していた発電者の当該電気需給契約および太陽光契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き太陽光契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合、発電者は、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

(解説)

当社は、新たな発電者が、太陽光契約に関するすべての権利を引き継ぎ、引き続き太陽光契約を希望される場合において、その旨のお申し出をいただいた場合、承諾いたします。

ただし、新たな発電者が、再エネ特措法施行規則第4条第1項第2号に定める「暴力団等」に該当する場合、及び「暴力団等」と関係を有する場合は、承諾いたしません。

33 太陽光契約の解除

- (1) 発電者または当社がこの太陽光契約を解除する場合、両者の合意がなければ契約を解除することはできないものとさせていただきます。

(解説)

当社は、発電者から太陽光契約を解除する旨のお申し出をいただいた場合、同意いたします。ただし、当該太陽光契約の解除によって当社に損害が生じた場合には、その損害を賠償していただきます。

以 上